

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

答申

平成28年11月15日

—目次—

I	答申にあたって	1
II	答申	2
II—1	重点整備路線の選定基準	2
II—2	重点整備路線の指定	4
III	おわりに	7
○	資料編	
	杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿	
	杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の検討経過	
	資料1	
	資料2	

## I 答申にあたって

杉並区内の道路の約3割（332km）が、狭あい道路（建築基準法第42条第2項の規定に基づき指定された道路、いわゆる2項道路）です。

杉並区では、平成元年に「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」を施行し、両側延長約664kmの約30%の拡幅整備を行ってきました。

しかし、建築物が後退しても、拡幅によって後退した用地に花壇などが置かれている場所では災害発生時に緊急用車両が通行できず、その後の避難や救助も円滑に行えない場所が多く見受けられます。

そこで、杉並区は、平成28年7月1日に、近い将来発生が予測される首都直下地震などの災害や火災の発生に備え、狭あい道路の拡幅により円滑な避難・通行を確保し、区民の生命と財産を守るために、「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」を改正し、「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

条例では、新たに以下の項目を規定しています。

- 区、区民・事業者・建築主及び土地所有者等に狭あい道路の拡幅に関する責務や努力義務を規定する。
- 2項道路の後退用地に花壇などの支障物件を設置することを禁止する。
- 支障物件の設置禁止規定の違反者に対し、除却の勧告・命令・事実の公表・代執行などを行う。
- 拡幅の必要性が高い路線を重点整備路線に指定し、重点的に拡幅を進める。
- 支障物件の設置の禁止や重点整備路線の指定、狭あい道路の拡幅に関する重要な事項について、中立・公正な判断を行う第三者機関である「狭あい道路の拡幅に関する協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

改正条例の施行により、「杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会」は、平成28年8月3日に設置され、条例第9条第2項第3号に規定する「重点整備路線の指定」について、区長から諮問されました。

本協議会は平成28年8月3日から11月7日の間、4回開催し、答申に至ったものです。

## Ⅱ 答申

### 諮問事項

#### 杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第9条第2項第3号（重点整備路線の指定に関する事項）について

「重点整備路線」を指定していくうえでは、条例の目的である「災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保する」ことによって、区民の生命と財産を守る視点が重要であると考えます。

本協議会では、重点整備路線の指定にあたり、改正条例の規定に基づく最初の指定であることから、一定の選定基準を設けることで、今後の指定においても公平性の確保や沿道住民へのわかりやすい説明が可能であることから、「重点整備路線の選定基準」及び「選定基準に基づく重点整備路線の候補路線」の検討をあわせて行うこととしました。

そこで、区から示された重点整備路線の選定基準素案や、路線の候補などについて、区に対し判断に必要な資料の提供や沿道住民への意見聴取を求め、さらに、現地視察も行いました。

また、2項道路は、建築基準法に基づくものであり、建築行政の領域とも関連が深いものであり、建築行政部署からの聞き取りも行いました。

### Ⅱ－1 重点整備路線の選定基準

選定基準は、現地視察も行い、区内の狭あい道路の現状に合致しているか、選定基準は拡幅の必要性を客観的に判断できるものかなどの視点で検討しました。

区においても、今後の諮問にあたっては本選定基準に沿って、候補を検討するよう求めます。

答 申 重点整備路線の選定にあたっては、次の6項目を選定基準とするものとします。

(1) 東京都が策定した「防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」による整備地域及び重点整備地域（不燃化特区）内の道路

○理由

整備地域は災害に対する地域危険度が高く、かつ、木造建築物が集

積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を指定したものであり、さらに、重点整備地域は特に改善を必要として指定され、防災・減災対策が急務である。

(2) 防災まちづくりを取り組みの一つとした地域のまちづくりの実現に寄与する道路

○理由

地域住民に狭あい道路に対する問題意識があり、区が進める「地区まちづくり計画」において、安全・安心のまちづくりをテーマのひとつとして、「狭あい道路の解消」への取り組みが明示され、拡幅が必要とされている。

(3) 「東京都地域防災計画」に定める緊急輸送道路に接続する道路

○理由

緊急輸送道路については、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」等に基づき、沿道建築物の耐震化を促進していることから、緊急輸送道路に接続する道路の拡幅は、災害及び火災の発生時における避難や緊急用車両の通行の確保に対し効果が高い。

(4) 公共施設、医療・福祉施設、教育施設、避難場所などが配置されている道路

○理由

これらの施設は、災害及び火災の発生時における避難や救援活動の拠点となり、また、多くの人が集まる施設であることから、周辺や接続する道路の拡幅の必要性が高い。

(5) 両端が幅員4 m以上の公道に接続し、他の道路と適切な間隔で配置されている道路

○理由

拡幅により、災害及び火災の発生時における避難や緊急用車両の通行の確保に対し効果が高い。

(6) 自転車や歩行者の通行量が多い道路

○理由

自転車や歩行者の通行量が多く、災害及び火災の発生時における避難や緊急用車両の通行の確保に対し拡幅による効果が高い。

## Ⅱ—2 重点整備路線の選定

実態に即した選定基準の検討とあわせ、区から4路線を提示され、現地視察を行いました。区から提示された4路線について、路線ごとに答申します。

改正条例の規定に基づく最初の重点整備路線の指定であることから、区からは、今回の指定路線での「指定」の効果等を検証すること、今後も他の路線指定を検討していくこと、路線の特徴や課題は異なるため、様々な特徴や課題への取組効果の検証を行う考えがあることなどの説明を受けました。

### (1) 重点整備路線候補① … 【資料1】

#### ① 路線の概要

所在地：阿佐谷南一丁目43～27番

現況：幅員約2.83m～4.00m 延長約230m

拡幅の整備率（延長比）約37%

#### ② 答申 選定基準(1)・(5)にあてはまることから、重点整備路線として選定をするものとします。

理由

○東京都が策定した「防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」による整備地域及び、重点整備地域（不燃化特区）内である。

【選定基準(1)】

○北側及び南側において、幅員約5.5mの区道に接続する。【選定基準(5)】

○現況幅員が最小2.83mであり、周辺の道路に比べ狭いので、延長も長く拡幅の効果が高い。

### (2) 重点整備路線候補② … 【資料1】

#### ① 路線の概要

所在地：阿佐谷南二丁目16～17番

現況：幅員約2.70m～3.40m 延長約52m

拡幅の整備率（延長比）約16%

② 答申

選定基準(1)・(3)・(5)・(6)にあてはまることから、重点整備路線として選定をするものとします。ただし、本路線の拡幅を妨げる主因である建築基準法に適合しない建築物等の是正については、課題の解決に向けた取り組みを進めるよう求めます。

理由

○東京都が策定した「防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」による整備地域内である。【選定基準(1)】

○西側は、緊急輸送道路に接続し、東側は現況幅員約5mから5.6mの区道（位置指定道路）に接続する。【選定基準(3)(5)】

○集客力のある飲食店や遊技場などの商業施設が集積するとともに、東側の地域から駅などへ向かう自転車や歩行者の通行も多い道路である。

【選定基準(6)】

○本路線の幅員は、2.7mから3.4mと狭あいであり、支障物件も点在し、緊急用車両の通行も困難である中で、支障物件の除却の必要性がある。

ただし、以下の諸点に関して、留意が必要である。

- ・本路線の拡幅を妨げている要因の多くは、建築基準法に適合しない違反建築物等の存在であり、建築基準法による建築物または工作物の是正が必要である。このため、建築基準法による課題解決への区の取り組み方策を整理する必要がある。
- ・そのようなことから、まずは本条例で対応できる支障物件の除却に取り組むべきである。

(3) 重点整備路線候補③ … 【資料1】

① 路線の概要

所在地：阿佐谷北五丁目19～41番

現況：幅員約2.27m～4.00m 延長約435m

拡幅の整備率（延長比）約36%

② 答申

選定基準(1)・(3)・(5)にあてはまることから、重点整備路線として選定するものとします。

理由

- 東京都が策定した「防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」による整備地域内である。【選定基準(1)】
- 北側は、幅員約4.5mの区道に接続し、当該区道を約30m経由し緊急輸送道路（早稲田通り）に接続する。【選定基準(3)(5)】
- 南側は、幅員約5.5mの区道に接続する。【選定基準(5)】
- 現況最小幅員2.27mであり、周辺の道路に比べ幅員2.7m未満の間が長い狭あいな道路であることから、拡幅により災害時の避難や緊急用車両の通行の確保に対し効果が高い。

その他の意見

- ・後退用地に存在する樹齢50年以上のサクラの木は、地域住民から保存を求める意見があることを踏まえ、条例第2条の4のただし書きに該当するものとする。

#### (4) 重点整備路線候補④ … 【資料2】

##### ① 路線の概要

所在地：久我山三丁目5～20番

現況：幅員約3.35m～4.00m 延長約262m

拡幅の整備率（延長比）約33%

##### ② 答申

選定基準(2)・(4)・(5)・(6)にあてはまることから、重点整備路線として選定するものとします。

理由

- 本路線は、東京都が整備を進める都市計画道路放射第5号線の北側の地域に位置している。区では本路線の南側に接する放射第5号線沿道の周辺地区で、「玉川上水・放射5号線まちづくり計画（平成28年6月）」を策定し、今後、都市計画法に基づく地区計画の策定を目指している。「まちづくり計画」では、狭あい道路拡幅整備促進を具体的な取り組みのひとつとし、計画区域の周辺地域も含めて検討するものとしている。【選定基準(2)】
- 「まちづくり計画」に関する意見交換会やオープンハウスでは、地域住民から狭あい道路の拡幅整備の促進の要望がある。【選定基準(2)】
- 本路線は、西側において、幅員約8mの緊急輸送道路である都道（人見街



- 道)に接続し、東側は幅員約6mの区道に接続する。【選定基準(3)(5)】
- 本路線の東側では、広域避難場所として指定された都市計画高井戸公園の整備が行われている。【選定基準(4)】
  - 本路線には、南北から位置指定道路も含む狭あい道路が接続し、歩行者や自転車の通行も多い。【選定基準(6)】

### Ⅲ おわりに

杉並区内の狭あい道路の状況や、その解消に向けた課題も様々です。そうした中、区からは、選定基準や重点整備路線の候補路線の諮問を受けました。

本協議会では、重点整備路線候補として、諮問のあった4路線を選定するものと答申をしました。

なお、路線②については、支障物件の他、建築基準法に適合しない違反建築物等が大きな要因となり、拡幅が進まないという課題があります。区に対しては、課題の解決に向け、段階的な取り組みを求めます。

また、路線③の後退用地に樹齢50年以上のサクラの木があります。このサクラの木は、地域住民から保存を求める意見もあるとのことでした。条例に規定する支障物件に該当しますが、本件は条例第2条の4のただし書きに該当するものと考えます。本協議会として、今後、施策を進める際には、同ただし書きに沿った対応を求めます。

重点整備路線については、条例施行後、最初の指定であり、多くの課題があります。本答申を踏まえ、一定の期間を目途に課題の解決や検証を行い、拡幅を着実に進め、引き続き重点整備路線の指定に向けた取り組みを進めていくことが重要と考えます。

今回、本協議会では、現地視察を含め、活発な議論が行われ、様々な意見がありました。こうした議論の過程を今後の狭あい道路拡幅事業の参考にするよう求めるものです。

# 資料編

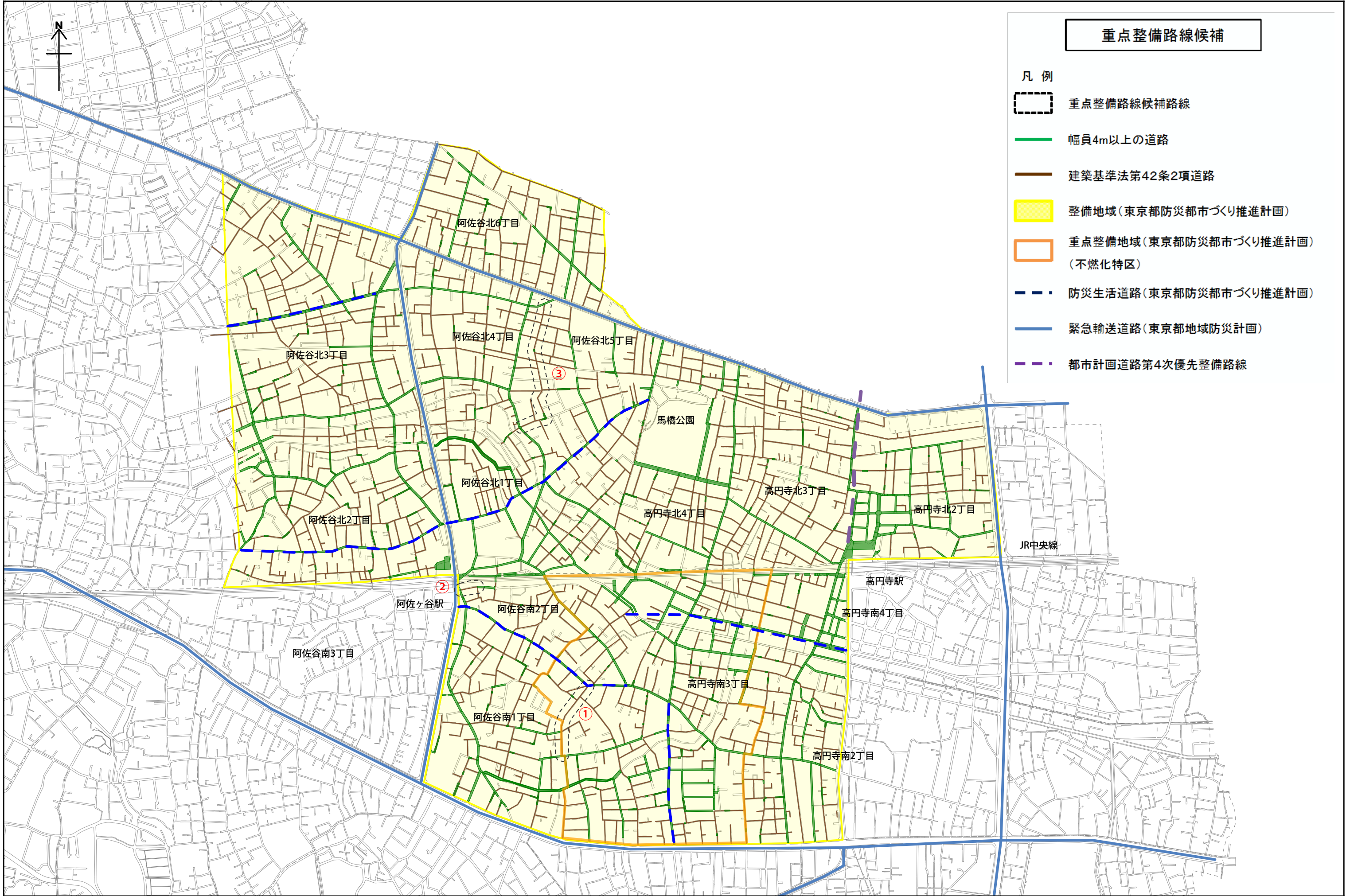
## 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職	備 考
会長 <small>たかみざわ くにお</small> 高見澤 邦郎	首都大学東京名誉教授	
副会長 <small>おがさわら かつや</small> 小笠原 勝也	弁護士 (杉並法曹会)	
<small>こうだ まきはる</small> 幸田 雅治	神奈川大学法学部教授 弁護士	
<small>まさき じゅんこ</small> 正木 順子	弁護士	
<small>まつえだ こうたろう</small> 松枝 廣太郎	一級建築士 技術士 (杉並建築会)	
<small>おおはし あきたけ</small> 大橋 聡毅	警視庁 杉並警察署 交通課長	関係行政機関 (前任 <small>えぐち ひろゆき</small> 江口 裕行 H28. 8. 3～9. 5)
<small>すずき かずや</small> 鈴木 一弥	東京消防庁 杉並消防署 警防課長	関係行政機関

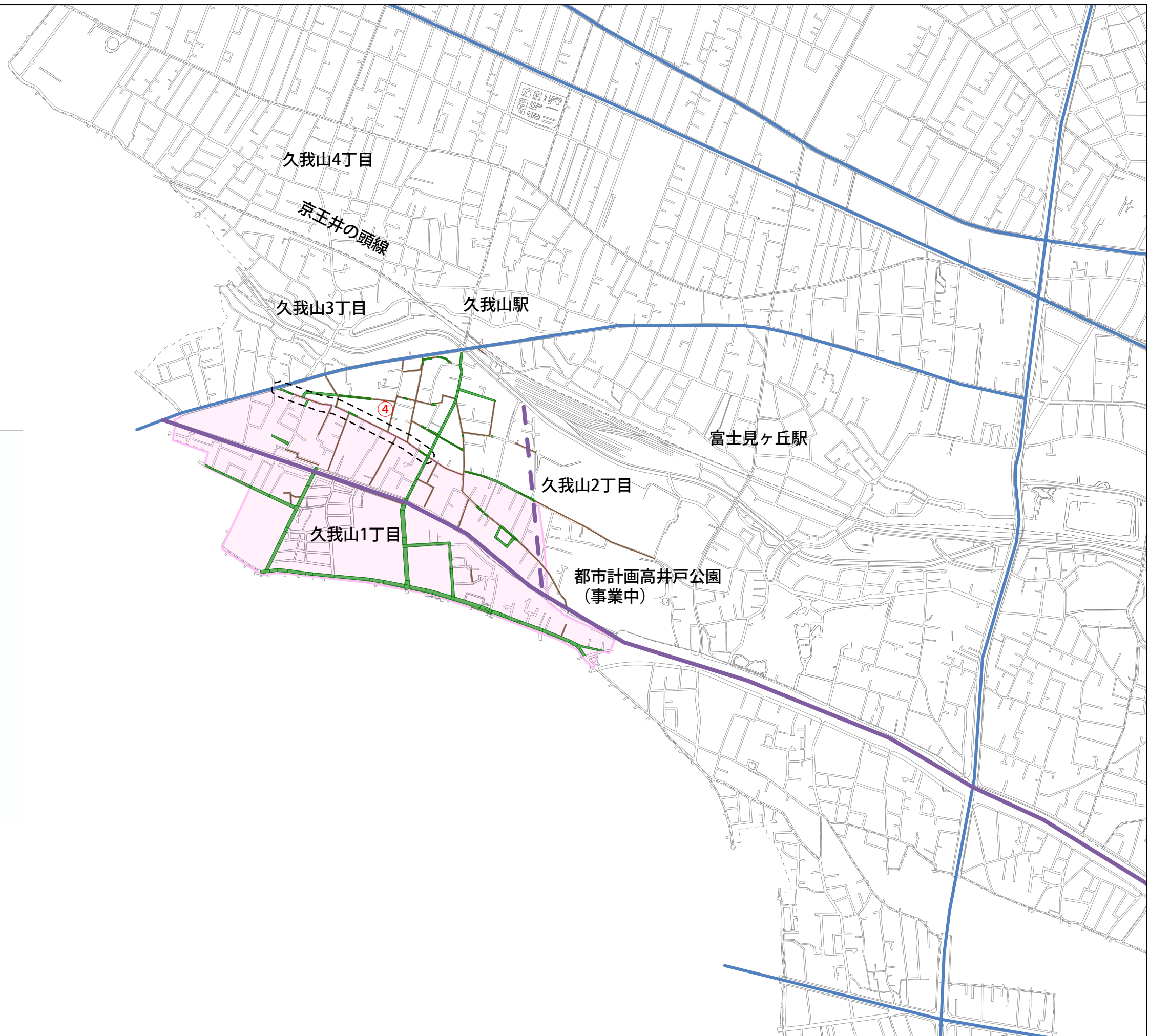
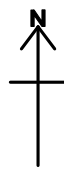
## 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の検討経過

回数	開催日	主な内容	条例第13条 による出席者
第1回	平成28年 8月 3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・会長、副会長選出</li> <li>・協議会への諮問</li> <li>・狭あい道路拡幅整備事業について</li> <li>・重点整備路線の指定に関する事項について</li> </ul>	
第2回	9月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点整備路線の指定に関する事項について</li> <li>・現地視察</li> </ul>	警視庁杉並警察署
第3回	9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点整備路線の指定に関する事項について</li> </ul>	警視庁高井戸警察署 東京消防庁荻窪消防署
第4回	11月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点整備路線の指定に関する事項について</li> <li>・答申案の検討及び意見のとりまとめ</li> </ul>	警視庁高井戸警察署 東京消防庁荻窪消防署
—	11月15日	答申	










重点整備路線候補

- 凡例
- 重点整備路線候補路線
  - 幅員4m以上の道路
  - 建築基準法第42条2項道路
  - 整備地域(東京都防災都市づくり推進計画)
  - 重点整備地域(東京都防災都市づくり推進計画)  
(不燃化特区)
  - 防災生活道路(東京都防災都市づくり推進計画)
  - 緊急輸送道路(東京都地域防災計画)
  - 都市計画道路第4次優先整備路線



重点整備路線候補

凡例

-  重点整備路線候補路線
-  幅員4m以上の道路
-  建築基準法第42条2項道路
-  緊急輸送道路(東京都地域防災計画)
-  玉川上水・放射5号線周辺地区計画検討区域
-  都市計画道路放射5号線
-  都市計画道路第4次優先整備路線